

令和2年3月24日
古賀市長 田辺 一城

4月の保育所入所に係る復職開始期限の延長について

古賀市では、通常、4月1日から保育所に入所する場合、5月14日までに育児休業から復職する必要があります。

今般の新型コロナウイルス感染症対策に伴い一時的に育児休業期間を延長する場合、保護者や子どもの責めに帰すことのできない事情による育児休業期間の変更であることに鑑み、機械的に保育所の入所決定を行うのではなく、柔軟な対応として復職開始期限を5月31日まで延長します。

このことにより、保護者が抱える入園取消の不安を解消し、安心して就労ができるよう支援するものです。

育児休業期間の変更を希望される方につきましては、下記のとおり必要書類の提出をお願いいたします。

記

- ・ 4月入所における育児休業の復職開始期限の延長
令和2年5月31日（日）まで
- ・ 必要書類 就労証明書
※育児休業期間を変更する場合は、勤務先と協議し、勤務先の証明印が押された就労証明書の提出をお願いします。
- ・ 提出期限 令和2年4月20日（月）
- ・ 提出先 子育て支援課 保育・手当係

（問い合わせ先）

古賀市 保健福祉部 子育て支援課
TEL：092-942-1157